

作成年月日	平成 28 年 9 月 12 日
改定年月日	令和 4 年 8 月 1 日

宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画

令和 4 年 8 月

宇 和 島 市

宇和島市農山漁村再生可能エネルギー導入促進基本計画

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、鬼ヶ城山系や篠山などの緑輝く山々を背に宇和海をのぞむまちであり、緑と海に包まれた雄大で美しい自然が息づいている。特に、宇和海沿岸は、入江と半島が複雑に交錯する変化に富んだリアス式海岸が続いているほか、「耕して天に至る」といわれる段畑を有し、心に染みる美しい風景を生み出しており、沖合に浮かぶ島々とともに足摺宇和海国立公園の一角をしめている。

有人島を含めた東西が 38.15km、南北が 34.94km あり、面積は 469.58 平方 km で、そのうち森林が 70.9%、田畑が 17.3%、宅地が 2.9% を占めている。気候は、瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間に位置して、年平均気温は 16～17℃ で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では年間 2,500mm を超えることもある。

本市は、この温暖な気候と傾斜地の多い地形、内陸部の盆地など独特の自然条件を活かした農業のまちとして、また西部一帯に広がる恵み豊かな宇和海を生かした水産業のまちとして発展してきた。農業では、全国有数の生産量を誇るミカンをはじめとする果樹栽培と、米の生産を中心に、野菜生産や畜産などが行われ、新鮮な農産物が豊富に生産されている。また、水産業では、古くからの漁船漁業のほか、マダイ、ハマチなどの魚類の養殖や真珠・真珠母貝の養殖が盛んに行われており、全国有数の生産地として知られている。

しかし、近年、担い手の減少や高齢化、後継者不足が一層進み、古くから本市を牽引してきた農林水産業が衰退傾向にあり、これらに伴う農地や森林の荒廃といった問題が深刻化している。

他方、平成 24 年度より、再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度が開始されたことによって再生可能エネルギー発電事業の採算性が大幅に改善され、農山漁村において収益をあげる新たな事業として注目されている。本市では、平成 18 年度に「宇和島市地域新エネルギービジョン」を策定し地域特性を踏まえたエネルギー活用の方向付けを行い、平成 22 年度には、それを元に『『緑の分権改革』推進事業』としてエネルギー賦存量の調査を実施するなど、市内における状況調査を進めてきた。それらの結果を踏まえ、地域のエネルギー資源を農林漁業との調和を図りながら発電事業に活用し、地域活力の向上と農林漁業の活性化に結び付けることが重要となっている。

本市の豊かな自然環境は、これからも基幹産業である農林漁業を支える地盤であり続けると同時に、生物多様性の維持などの恵みを与えるかけがえのない財産であり、それらが醸し出す景観は多くの市民に憩いとやすらぎを与えるものであることから、これらと地域住民の生活環境の保全を図りつつ、再生可能エネルギー発電の促進と農林漁業の持続的な発展を目指すものとする。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積	備考
岩松	宇和島市津島町岩松甲 1399-1 ほか (別紙 1 参照)	計 6,602 m ²	太陽光発電設備の整備
増穂	宇和島市津島町増穂丙 203-1 ほか (別紙 1 参照)	計 10,327 m ²	〃
槇川	宇和島市津島町槇川 槇川山国有林 2009 林班ほか (別紙 1 参照)	計 60,895 m ²	風力発電設備の整備

3. 再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
岩松	太陽光発電	490 kW	
増穂	〃	490 kW	
槇川	風力発電	25,000kW	3,600kW×8 基(出力抑制) (愛南町設置分も含む)

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

太陽光発電においては、発電事業者が売電収入の一部を関係農業団体に支出して発電設備周辺の農地の整備等を行うとともに、発電設備周辺の除草等清掃業務を関係住民団体に委託することにより、良好な景観を保ち、周辺農地の保全と農業の生産性向上を図る。

また、大規模災害時等における地域住民の電源確保のため、発電事業者が給電設備を整備することとする。

一方、風力発電においては、発電事業が地域の農林水産業と協調を保てるよう売電収入の中から一定程度の資金を市に提供することとする。

市は、提供された資金を基金化した上で、農林水産業団体等の要望を精査し、地域の農林水産業へ寄与する事業等に活用することとし、活用事業については、毎年度見直しを行うとともに、再生可能エネルギーの地域利用についても検討し、幅広い農林水産業の地域振興策を目指すこととする。

また、発電事業者は、関係施設及び林道の除草等の保守業務を地元林業関係団体等に委託することにより、地元企業の雇用・活性化に寄与することとする。

5. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

再生可能エネルギー発電設備が、地域の植生、野生動物の生態、地質や水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、自然改変を最小限に留めるとともに、必要に応じてこれらの影響を調査し、自然環境の保全に十分配慮するものとする。

なお、槇川地区で実施される風力発電は、総出力が 10,000 kW 以上であることから、環境影響評価法の対象事業(第一種事業)である。平成 28 年 12 月 27 日に告示された経済産業大臣勧告に基づき、環境影響評価書を作成中であり、その中で、専門家、有識者等に意見を伺いながら対応しており、事業者の環境影響評価書の届出をもって、代替とすることとする。

(2) 景観の保全、歴史的風地の維持及び向上

自然の造形を背景に気候風土に適した形の農林漁業を営む中で海と山が絶妙に調和された本市特有の自然景観が形成されてきたことから、これらが損なわれることのないよう適切に配慮し、再生可能エネルギー発電設備が与える視覚的な圧迫感を軽減するよう努めるものとする。

なお、槇川地区で実施される風力発電は、前号と同じく事業者の環境影響評価書の届出をもって、代替とすることとする。

(3) 周辺住民の生活環境に対する配慮

再生可能エネルギー発電設備の種類によっては、騒音、排水、臭気等により、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、著しい影響が予測・確認された場合は、撤去も含めて改善策を講ずるものとする。

なお、槇川地区で実施される風力発電は、前 2 号と同じく事業者の環境影響評価書の届出をもって、代替とすることとする。

6. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農林漁業の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

今後 3 年間(平成 31 年度まで)で、地球温暖化の防止や地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う太陽光発電設備を 980kW 導入することを目指すこととする。

一方、槇川地区においては、愛南町設置分と合わせて、総出力 25,000kW (3,600kW×8 基 出力抑制)の風力発電設備を導入することを目指すこととする。

また、これらの取組の結果、売電収入の一部を地域に還元することにより、生産性の向上や担い手の確保等、農林漁業の活性化につなげることを目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1) の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

また、目標が達成されない場合は、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時には、発電事業者が直ちに再生可能エネルギー発電設備の撤去及び土地を原状回復する義務を負い、その時点における関係法令を遵守し可能な限り再資源化に努めるとともに、原状回復に係る費用を全額負担することとする。

また、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

8. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。

別紙 1

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地目	面積	備考
岩松	宇和島市津島町岩松甲 1399-1	田	6,418 m ²	太陽光発電設備の整備
	宇和島市津島町岩松甲 1509-1	田	184 m ²	〃
	計		6,602 m ²	
増穂	宇和島市津島町増穂丙 208	田	437 m ²	太陽光発電設備の整備
	宇和島市津島町増穂丙 218-1	田	624 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 203-1	田	1,452 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 204	田	62 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 205	田	864 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 206	田	891 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 207-1	田	1,274 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 209	田	159 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 210-1	田	573 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 215-4	田	689 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 216	田	876 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 217	田	260 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 218-2	田	387 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 219	田	951 m ²	〃
	宇和島市津島町増穂丙 220	田	485 m ²	〃
宇和島市津島町増穂丙 221	田	343 m ²	〃	
計		10,327 m ²		
槇川	宇和島市津島町槇川 槇川山国有林 2009 林班	保安林 (国有林)	4,786 m ²	風力発電設備の整備 (風車組立ヤード)
	宇和島市津島町槇川 槇川山国有林 2010 林班	保安林 (国有林)	8,387 m ²	〃
	宇和島市津島町槇川 下向山国有林 2011 林班	保安林 (国有林)	1,431 m ²	〃
	宇和島市津島町槇川 槇川山国有林 2009 林班	保安林 (国有林)	9,606 m ²	風力発電設備の整備 (管理用道路)
	宇和島市津島町槇川 槇川山国有林 2010 林班	保安林 (国有林)	21,388 m ²	〃
	宇和島市津島町槇川 下向山国有林 2011 林班	保安林 (国有林)	2,632 m ²	〃
	宇和島市津島町下畑地 庚 180-42	山林	1,430 m ²	風力発電設備の整備 (変電所・管理棟倉庫)
	宇和島市津島町下畑地 市道小岩道篠山線	公衆用 道路	6,291 m ²	風力発電設備の整備 (送電線)
	宇和島市津島町下畑地・上畑地 市道小岩道串小屋線	公衆用 道路	4,376 m ²	〃
	宇和島市津島町下畑地 県道 46 号宇和島城辺線	山林	568 m ²	〃
	計		60,895 m ²	

別紙2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 <岩松地区>





別紙2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域 < 榎川地区 (位置図) >



